

施設の利用について（都市公園施設）

【 重要事項 】

- ① 甲賀市建設部建設管理課が所管する「都市公園施設自主活動団体登録制度」と、甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課が所管する「スポーツ施設自主活動団体登録制度」および「学校開放施設自主活動団体登録制度」は別の制度になりますのでご注意ください。

例えば、都市公園施設とスポーツ施設の両方を登録団体として利用したい場合は各課の様式で各課に事前に申請してください。

【 施設の利用時間 】

- ② 利用時間は厳守してください。

また、準備から清掃、退出までを利用時間内で行い、終了後は速やかにお帰りを願います。

【 施設の利用について 】

- ③ 従前のおり、施設を利用する場合は、施設予約申請期間内に予約申請を行い、施設の利用許可を得てください。

なお、市から送付される「減免許可書」を持参して予約申請受付へお越しただくと、予約申請がスムーズになります。

- ④ 無断キャンセル、団体都合の当日キャンセルや予約変更は他の利用者の迷惑になりますので、お控えください。
- ⑤ 施設の利用後は、必ず施設の清掃・整地などを行ってください。
- ⑥ 決められた場所以外での飲食は禁止です。
飲食が可能な場所については、施設職員に確認してください。
- ⑦ ゴミが出た場合、利用者の責任において必ずお持ち帰りください。
- ⑧ 公共施設の敷地内は全面禁煙です。
- ⑨ 車両は決められた場所に駐車してください。
- ⑩ 施設内での物販は厳禁です。
- ⑪ 設備や用具は必ず元あった場所に戻してください。

【 施設の利用制限 】

- ⑫ 利用許可を受けた目的以外での使用や、第三者への転貸はしないでください。
- ⑬ 施設または設備を破損するおそれがあるときや、管理上支障がある場合は使用を禁止します。

【 許可の取り消し 】

- ⑭ 施設等の管理運営上特に必要がある場合や、施設の利用方法に問題があると認められる場合は利用許可を取り消す場合があります。
- ⑮ 施設を利用した後、清掃や整地などを実施しない場合、減免許可の資格を剥奪します。

【 使用料 】

- ⑯ 施設使用料は予約申請時にお支払ください。

【 使用料の還付 】

- ⑰ 納付された使用料は、原則還付しません。

【 設備・損害賠償について 】

- ⑱ 施設、設備、用具等は大切に使用してください。
不適切な利用により、破損や故障等が生じた場合は、修繕等の費用を負担いただく場合があります。
- ⑲ 施設の設備、備品等を破損、紛失された場合は必ず施設職員にお申し出ください。

【 その他 】

- ⑳ 施設職員の指示に従ってください。